

仕 様 書

1 委託業務名

発寒破碎工場消防設備等点検業務

2 業務場所

発寒破碎工場（西区発寒15条14丁目2番30号）

3 業務目的

発寒破碎工場における火災をはじめとする有事の際に、消防用設備等が確実に作動する状態を保つため、消防関係法令に基づく法定点検を適切に実施する。これにより、災害の未然防止や被害の最小限化を図り、人命・施設の安全を確保するとともに、安定的かつ円滑なごみ処理施設の運営を維持することを目的とする。

4 点検対象の防火施設概要

別紙1「防火施設概要」のとおり。

5 業務内容

本業務は、発寒破碎工場における以下の作業を行うものとする。

- (1) 消防設備等の法定点検（総合点検・機器点検）
- (2) 点検結果報告書の作成、および所轄消防署等への報告代行
- (3) 不良機器交換

※なお、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁 営繕部 令和5年版）」に基づいて実施すること。

6 業務期間及び点検期間等

(1) 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

(2) 点検期間

点検時期は概ね次のとおりとする。なお、点検準備等期間を要する点検事項については、委託者との協議により決定するものとする。

ア 総合点検（機器点検を含む）・・・・・・令和8年9～11月

- イ 機器点検・・・・・・・・・・・・・・・・令和9年2～3月
- ウ 不良機器交換・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年9～11月

7 点検業務等の範囲

ア 点検設備は次のとおりとする。

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 屋外消火栓設備
- (4) スプリンクラー設備
- (5) 自動火災報知設備
- (6) 非常警報設備
- (7) 誘導灯及び誘導標識
- (8) 排煙設備
- (9) 非常コンセント設備
- (10) 非常電源専用受電設備
- (11) 配線

イ 不良機器交換は次のとおりとする。

(1) 誘導灯蓄電池交換

既存の誘導灯の蓄電池を支給品のものと交換すること。

なお、撤去品は破碎工場内の指定場所にて保管すること。

【交換箇所一覧】

蓄電池型式：FK828 2.4V 2000mAh

- | | |
|-----------------------|-----|
| ①地下1階 修理部品庫内 | 1箇所 |
| ②地下1階 階段室 (3) 前換気機械室内 | 1箇所 |
| ③地下1階 階段室 (3) | 1箇所 |

(2) 煙感知器交換

既存の煙感知器を支給品のものと交換すること。

なお、撤去品は破碎工場内の指定場所にて保管すること。

【交換箇所一覧】

光電式スポット型2種 CKB-016

- | | | |
|-----------------|--------|-----|
| ①地下1階 No. 7回路 | 非常発電機室 | 1箇所 |
| ②地下1階 No. 6回路 | 剪断機部品庫 | 2箇所 |
| ③2階 No. 34回路 | 空調機械室内 | 1箇所 |
| ④計量所2階 No. 56回路 | 出入口 | 1箇所 |

光電式スポット型2信号 PKBB-23-030

- | | | |
|------------|---------|-----|
| ①2階 No. 37 | 受変電室前廊下 | 1箇所 |
|------------|---------|-----|

8 消防設備等の点検項目

別紙2「業務対象消防設備等の一覧表」及び図面（複写厳禁）のとおりとする。

なお、図面については、実際の配置と異なる場合があるため、現場を確認のうえ点検を行うこと。

9 提出書類

(1) 業務着手時

- | | |
|--------------|-----|
| ア 業務着手届 | 1 部 |
| イ 業務日程表 | 1 部 |
| ウ 業務責任者指定通知書 | 1 部 |

袋とじの上、押印
し着手後速やかに提出すること。

(2) 業務完了時

- | | |
|---------|-----|
| ア 業務報告書 | 1 部 |
| イ 業務完了届 | 1 部 |

10 業務責任者及び従事者

(1) 業務責任者は、全ての業務を管理監督することはもちろんのこと、業務の遂行にあたっては、札幌市の業務管理担当者と十分打合せを行うこと。

(2) 本業務には、以下の資格を有する者を従事させること。

- ア 消防設備士（甲種第1～5類及び乙種第6～7類全て）
- イ 防火対象物点検資格者
- ウ 防災管理点検資格者

エ 蓄電池設備整備資格者

オ 電気工事士（第１種又は第２種）

11 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (6) 業務に係わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

12 再委託について

再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。

なお、受託者は、次に掲げるものを再委託することは出来ない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

13 その他

- (1) 点検結果報告は実施の都度所定の様式により、必要書類添付の上、委託者の確認を得ること。
- (2) 関係機関に報告義務のあるものは、受託者の負担において代行すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者との協議によるものとする。
- (4) 工場の敷地内全て（車両内を含む）における喫煙は禁止とする。

14 担当

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場管理係 笹森 (TEL : 011-667-5311)

防火施設概要

別紙 1

1 用途

工場等（消防法施行令別表第一（12）項のイ）

2 構造・規模等

発寒破碎工場

(1) 構造	準耐火造	地上 4 階 地下 1 階
	(S R C 造一部 S 造)	
(2) 床面積	6423㎡	延べ床面積
		11,488.66㎡
(3) 竣工年	平成10年 9 月	

業務対象消防設備等の一覧表(破砕工場)

1 機器点検・総合点検

設備名称	点検機器	単位	数量	参考	計
1 消火器	粉末消火器 蓄圧式	本	72		72
	粉末消火器 車載式	本	16		16
	強化液消火器 蓄圧式	本	1		1
2 屋内消 火栓設備	加圧送水装置	組	1		1
	制御盤	面	1		1
	消火栓	組	5		5
	起動用スイッチ	個	1		1
	表示灯 (自火報と兼用)				
	音響装置	組	1		1
	表示盤	面	1		1
	水源 (貯水槽・給水装置・パルプ類等)	組	1		1
	呼水装置	組	1		1
	放水試験 (総合点検)	式	1		1
	遠隔起動スイッチ (自火報と連動)				
3 屋外消火 栓設備	加圧送水装置	組	1		1
	制御盤	面	1		1
	消火栓	組	4		4
	起動用スイッチ	個	1		1
	表示灯 (自火報と兼用)				
	音響装置	組	1		1
	水源 (屋内消火栓設備と共用)				
	呼水装置	組	1		1
	放水試験 (総合点検)	式	1		1
4 スプリン クラー設備	加圧送水装置	組	1		1
	起動装置	組	1		1
	ヘッド	個	148		148
	制御盤	面	1		1
	流水検知装置	組	1		1
	呼水装置	組	1		1
	送水口	箇所	1		1
	補助散水栓	個	3		3
	水源 (屋内消火栓設備と共用)				
	連動試験 (総合点検)	式	1		1

5 自動火災 報知設備	受信機 P 型1級	回線	57		57
	副受信機	回線	57		57
	差動式分布型感知器	個	100		100
	差動式スポット型感知器	個	63		63
	定温式スポット型感知器	個	145		145
	煙感知器	個	96		96
	発信機	個	22		22
	表示灯	灯	22		22
	音響装置	個	2		2
	常用電源	組	1		1
	非常用電源、予備電源（内蔵型）	組	1		1
6 非常警報 設備	増幅器操作部	W	1080	自動火災報知器と連動	1080
	スピーカー	個	113		113
	音量調整器	個	13		13
	起動装置（押しボタン）	個	1		1
	常用電源	組	1		1
	非常用電源	組	1		1
	総合点検	式	1		1
7 誘導灯及び 誘導標識	誘導灯（計52灯）	灯	52		52
8 排煙設備	連動操作盤（10回線）	面	1		1
	電動シャッター（9枚）	枚	9		9
	防火戸（ドアS型）	枚	3		3
	総合点検	式	1		1
9 非常コンセ ント設備	单相 100V	個	2		2
10 非常電源専用 受電設備	低圧受電設備（屋内消火栓・屋外消火栓・スプリンクラー・非常コンセント）	箇所	4		4
11 配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	式	1		1